教育職員免許法

別表第二（第五条関係）

第一欄	第二欄			第三欄	
所要資格 免許状の種類	基礎資格			大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	
				養護に関する科目	教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること。			二八	二一
教諭	イ　学士の学位を有すること。			二八	二一
教諭	ロ　保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。			四	八
教諭	ハ　保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。			一二	一〇
養護教諭	イ　短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。			二四	一四
養護教諭	ロ　保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。				
養護教諭	ハ　保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定により免許を受けていること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。				

備考

一　第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

二　専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三　この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

四　一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程においてのみ修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

備考

二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二　第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

教育職員免許法施行規則

（二種免許を有する者等の単位数）

第十条の六　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

第六十六条の六　免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

教育職員免許法施行規則

第九条　免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養護に関する科目 ＼ 免許状の種類	最低修得単位数									
	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論及び方法	栄養学（食品学を含む。）	解剖学及び生理学	微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）
養護教諭 専修免許状	四	二	二	二	二	二	二	二	一〇
養護教諭 一種免許状	四	二	二	二	二	二	二	二	一〇
養護教諭 二種免許状	二	一	一	二	二	二	二	二	一〇

備考

免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を修得するものとする。

免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を修得するものとする。

第十条　免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		最低修得単位数					
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	第二欄	教職の意義及び教員の役割	教職の意義及び教員の役割、職務内容（研修を含む。）、服務及び身分保障等	進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち一以上の事項	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程に関する科目	第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	道徳及び特別活動の内容	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導及び教育相談に関する科目		生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
養護実習		第五欄					
教職実践演習		第六欄					

備考	養護教諭 専修免許状	養護教諭 一種免許状	養護教諭 二種免許状
右項の各科目に含めることが必要な事項	二	二	二
	二	二	二
	四	四	二
	四	四	二
	四	四	二
	五	五	四
	二	二	二

一　免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項に規定する教職に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち一以上の事項並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

二　養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる教職に関する科目（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

三　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目については二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位まで（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位まで）、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

四　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ二単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十条の二　免許法別表第二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2　免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九条に規定する養護に関する科目又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。